

市区町村別集計項目(推進体制等)

茨城県	
市区町村数	44

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問1		問2-1 庁内連絡会議の有無	問2-2 諮問機関の有無	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2024年4月1日現在で有効なもの)				
			担当課(室)名	所属			問3-1 有			問3-1 無	問4-1 有				問4-1 無
							問3-2 条例名称	問3-2 公布日(西暦)	問3-2 施行日(西暦)	問3-3 現在の状況	問4-2 計画名称	問4-2 計画期間	問4-2 女性活躍推進法との関係	問4-3 計画策定の方法	
					26	35	26				44				
8	201	水戸市	男女平等参画課	1	1	1	1	水戸市男女平等参画基本条例	2001年3月27日	2001年9月28日		水戸市男女平等参画推進基本計画(第4次)	2024年4月 ~ 2029年3月	1	1
8	202	日立市	男女共同参画推進室	1	1	1	1	日立市男女共同参画社会基本条例	2001年12月28日	2001年12月28日		第4次ひたち男女共同参画計画	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1
8	203	土浦市	ダイバーシティ推進室	1	2	1	1	土浦市男女共同参画推進条例	2012年3月22日	2012年4月1日		第4次土浦市男女共同参画推進計画	2021年4月1日 ~ 2031年3月31日	1	1
8	204	古河市	人権推進課	1	2	1	1	古河市男女共同参画推進条例	2008年12月19日	2009年4月1日		第2次古河市男女共同参画プラン	2017年4月1日 ~ 2025年3月31日	1	1
8	205	石岡市	人口創出課	1	2	1	1	石岡市男女共同参画条例	2006年3月24日	2006年4月1日		第2次石岡市男女共同参画基本計画	2018年4月 ~ 2028年3月	1	1
8	207	結城市	人権推進課	1	1	1	1	結城市男女共同参画推進条例	2011年3月30日	2011年4月1日		第3次結城市男女共同参画基本計画	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1
8	208	龍ヶ崎市	地域づくり推進課	1	2	1	1	龍ヶ崎市男女共同参画推進条例	2002年3月27日	2002年4月1日		第2次龍ヶ崎市男女共同参画基本計画	2019年4月1日 ~ 2029年3月31日	1	1
8	210	下妻市	福祉課 人権推進室	1	2	1	1	下妻市男女共同参画推進条例	2012年4月1日	2012年4月1日		第4次下妻市男女共同参画推進プラン	2022年4月1日 ~ 2032年3月31日	1	1
8	211	常総市	人権推進課	1	2	1	1	常総市男女共同参画推進条例	2007年3月22日	2007年4月1日		第3次常総市男女共同参画計画	2024年4月1日 ~ 2029年3月31日	1	1
8	212	常陸太田市	少子化・人口減少対策課	1	2	2	1	常陸太田市男女共同参画推進条例	2010年3月19日	2010年4月1日		ひたちおた絆プラン(第3次常陸太田市男女共同参画推進計画)	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1
8	214	高萩市	環境市民協働課	1	2	2	2				4	第3次高萩市男女共同参画プラン	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1
8	215	北茨城市	まちづくり協働課	1	2	2	2				4	第4次きたいばらき男女共同参画プラン	2023年4月 ~ 2028年3月	1	1
8	216	笠間市	総務課	1	2	2	1	笠間市男女共同参画推進条例	2006年3月19日	2006年3月19日		キラリかさまプラン~第4次笠間市男女共同参画計画~	2023年4月 ~ 2028年3月	1	1
8	217	取手市	市民協働課	1	2	1	1	取手市男女共同参画推進条例	2005年1月4日	2005年1月4日		第四次取手市男女共同参画計画	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1
8	219	牛久市	男女共同参画推進室	1	1	1	1	牛久市男女共同参画推進条例	2003年4月1日	2003年4月1日		牛久市男女共同参画推進基本計画・実施計画(第4次)	2023年4月1日 ~ 2028年3月31日	1	1
8	220	つくば市	ダイバーシティ推進室	1	1	1	1	つくば市男女共同参画社会基本条例	2004年3月26日	2004年3月26日		つくば市男女共同参画推進基本計画(2023~2027)	2023年4月 ~ 2028年3月	1	1
8	221	ひたちなか市	女性生活課	1	1	1	1	ひたちなか市男女共同参画推進条例	2003年4月1日	2003年4月1日		ひたちなか市第4次男女共同参画計画	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1
8	222	鹿嶋市	地域づくり推進課	1	2	1	1				3	第3次鹿嶋市男女共同参画計画	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1
8	223	潮来市	企画政策課	1	2	2	1	潮来市男女共同参画基本条例	2003年3月25日	2003年4月1日		潮来市第2期男女共同参画基本計画	2021年4月 ~ 2031年3月	1	1
8	224	守谷市	人権推進課	1	2	1	1	守谷市男女共同参画推進条例	2009年3月23日	2009年4月1日		第三次守谷市男女共同参画推進計画	2018年4月 ~ 2028年3月	1	1
8	225	常陸大宮市	市民課	1	2	1	1				4	第3次常陸大宮市男女共同参画計画	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1
8	226	那珂市	市民協働課	1	2	2	2				4	第2次那珂市男女共同参画プラン	2018年4月 ~ 2028年3月	1	1
8	227	筑西市	市民協働課	1	2	1	1	筑西市男女共同参画推進条例	2007年12月25日	2008年1月1日		第2次筑西市男女共同参画基本計画	2020年4月1日 ~ 2025年3月31日	1	1
8	228	坂東市	市民協働課	1	2	1	1	坂東市男女共同参画推進条例	2008年12月17日	2008年12月17日		第4次ばんどう男女共同参画計画~すまいるプラン~	2023年4月1日 ~ 2028年3月31日	1	1
8	229	稲敷市	秘書政策課	1	2	2	1	稲敷市男女共同参画推進条例	2007年3月29日	2007年4月1日		第4次稲敷市男女共同参画計画	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1
8	230	かすみがうら市	地域コミュニティ課	1	2	1	1				2	かすみがうら市第4次男女共同参画計画	2024年4月 ~ 2029年3月	1	1
8	231	桜川市	生活環境課	1	2	1	2				2	第2次桜川市男女共同参画推進プラン	2019年4月 ~ 2029年3月	1	1
8	232	神栖市	市民協働課	1	2	2	1	神栖市男女共同参画推進条例	2006年12月21日	2007年1月1日		かみすハートフルプラン~第2次神栖市男女共同参画計画~	2018年4月 ~ 2028年3月	1	1
8	233	行方市	事業推進課	1	2	2	1				4	第3次行方市男女共同参画基本計画	2018年4月 ~ 2025年3月	1	1
8	234	銚田市	まちづくり推進課	1	2	2	1				4	第4次銚田市男女共同参画計画	2023年4月1日 ~ 2033年3月31日	1	1
8	235	つくばみらい市	地域推進課	1	2	1	1	つくばみらい市男女共同参画推進条例	2010年3月23日	2010年8月1日		第2次つくばみらい市男女共同参画計画	2018年4月 ~ 2029年3月	1	1
8	236	小美玉市	市民協働課	1	2	1	1	小美玉市男女共同参画条例	2008年12月22日	2009年4月1日		第2次小美玉市男女共同参画推進計画	2020年4月1日 ~ 2025年3月31日	1	2

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問1		問2-1	問2-2	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2024年4月1日現在で有効なもの)				
			担当課(室)名	所属	事務所掌	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	問3-1 有			問3-1 無	問4-1 有			問4-1 無
								問3-2 条例名称	問3-2 公布日(西暦)	問3-2 施行日(西暦)	問3-3 現在の状況	問4-2 計画名称	問4-2 計画期間	問4-2 女性活躍推進法との関係	問4-3 計画策定の方法
8	302	茨城町	地域政策課	1	2	2	1				4	第2次茨城町男女共同参画推進計画	2016年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1
8	309	大洗町	生涯学習課	2	2	2	2				4	第2次大洗町男女共同参画計画	2017年4月 ~ 2027年3月	1	1
8	310	城里町	総務課	1	2	2	1				4	第2次城里町総合計画 後期基本計画	2021年4月 ~ 2026年3月	1	2
8	341	東海村	村民活動支援課	1	2	1	1	東海村男女共同参画推進条例	2007年3月23日	2007年4月1日		第5次東海村男女共同参画行動計画	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1
8	364	大子町	まちづくり課	1	2	2	2				4	第2次大子町男女共同参画計画	2016年4月 ~ 2026年3月	2	1
8	442	美浦村	企画財政課	1	2	1	1				2	シンフォニープラン~第3次美浦村男女共同参画計画~	2024年4月 ~ 2034年3月	1	1
8	443	阿見町	町民活動課	1	1	2	1	阿見町男女共同参画社会基本条例	2010年3月19日	2010年4月1日		阿見町第4次男女共同参画プラン	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1
8	447	河内町	秘書広聴課	1	2	2	2				4	河内町男女共同参画基本計画	2022年1月 ~ 2031年12月	2	1
8	521	八千代町	秘書課	1	2	2	2				2	第2次八千代町男女共同参画プラン	2020年4月 ~ 2030年3月	1	1
8	542	五霞町	人権推進室	1	2	2	2				4	第2次五霞町男女共同参画推進プラン	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1
8	546	境町	人権・協働ハーモニー室	1	2	1	1				4	さかい男女共同参画プラン(第4次)	2021年4月 ~ 2026年3月	2	1
8	564	利根町	政策企画課	1	2	1	1	利根町男女共同参画推進条例	2020年12月9日	2021年4月1日		第2次利根町男女共同参画推進プラン	2020年4月 ~ 2025年3月	1	1

<選択肢回答>

所属	庁内連絡会議	男女共同参画に関する条例	男女共同参画に関する計画	現在の状況
1 首長部局	1 有	現在の状況	女性活躍推進法の推進計画との関係	1 策定予定有
2 教育委員会	2 無	1 2025年3月末までの制定を目途に検討中	1 一体	2 策定予定無
		2 2024年度以降の制定を目途に検討中	2 一体でない	
事務所掌	諮問機関	3 その他	計画の策定方法(総合計画の一部として策定している場合、「問4-2 計画名称」は括弧書きで表記)	
1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課	1 有	4 検討していない	1 単独計画として策定	
2 1ではない	2 無		2 総合計画の一部として策定	

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2024年4月1日現在で開設済の施設)														
			問6-1		問6-4 所在地等					問6-3 施設形態		問6-5 管理・運営主体					
			名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他
			5							2	3	3	1	1	4	1	0
8	201	水戸市	水戸市男女平等参画センター	びよんど	310-0063	茨城県水戸市五軒町1-2-12	029-226-3161	029-226-3162	https://www.city.mito.lg.jp/soshiki/30/		○	○			○		
8	202	日立市	日立市女性センター	らぼ-るひたち	316-0036	日立市鮎川町1-1-10	0294-36-0554	0294-38-2460	https://rapporthitachi.jp/		○		○			○	
8	203	土浦市	土浦市男女共同参画センター		300-8686	茨城県土浦市大和町9-1 ウラビル2F	029-827-1107	029-827-1234	https://www.city.tsuchiura.lg.jp/index.html		○	○			○		
8	204	古河市															
8	205	石岡市															
8	207	結城市															
8	208	龍ヶ崎市															
8	210	下妻市															
8	211	常総市															
8	212	常陸太田市															
8	214	高萩市															
8	215	北茨城市															
8	216	笠間市															
8	217	取手市															
8	219	牛久市															
8	220	つくば市															
8	221	ひたちなか市	ひたちなか市男女共同参画センター		312-8501	茨城県ひたちなか市東石川2丁目10番1号	029-273-0111	029-271-0851	https://www.city.hitachinaka.lg.jp/shiminkatsudo/danjo/1004192/1007804.html	○				○	○		
8	222	鹿嶋市															
8	223	潮来市															
8	224	守谷市															
8	225	常陸大宮市															
8	226	那珂市															
8	227	筑西市															
8	228	坂東市															
8	229	稲敷市															
8	230	かすみがうら市															
8	231	桜川市															
8	232	神栖市															
8	233	行方市															
8	234	鉾田市															

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2024年4月1日現在で開設済の施設)																		
			問6-1		問6-4 所在地等					問6-3 施設形態		問6-5 管理・運営主体									
			名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	施設管理		事業運営							
												直営	指定管理者 その他	直営	指定管理者 その他						
8	235	つくばみらい市																			
8	236	小美玉市																			
8	302	茨城町																			
8	309	大洗町																			
8	310	城里町																			
8	341	東海村																			
8	364	大子町																			
8	442	美浦村																			
8	443	阿見町	阿見町男女共同参画センター	AMIふらっとセンター	300-0333	茨城県稲敷郡阿見町若栗1886-1	029-896-3181	029-896-3181	https://www.town.ami.lg.jp/0000004278.html	○		○				○					
8	447	河内町																			
8	521	八千代町																			
8	542	五霞町																			
8	546	境町																			
8	564	利根町																			

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設 (2024年4月1日現在で開設済の施設)														
			問6-1 名称	問6-2 設立年月日	問6-6 職員数(人)		問6-7 予算額(千円)	問6-8 主な事業									
					常勤の定めない職員	非常勤(雇用)期間の定めがある職員		広報啓発	講座	相談事業	情報収集・提供	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流	調査研究	その他
			5					5	5	5	5	1	5	2	0	1	
8	201	水戸市	水戸市男女平等参画センター	2001年8月11日	4	1	6,670	○	○	○	○	○	○	○			
8	202	日立市	日立市女性センター	1993年8月2日	6	1	10,697	○	○	○	○		○				
8	203	土浦市	土浦市男女共同参画センター	1997年10月1日	3	1	5,473	○	○	○	○		○	○			
8	204	古河市															
8	205	石岡市															
8	207	結城市															
8	208	龍ヶ崎市															
8	210	下妻市															
8	211	常総市															
8	212	常陸太田市															
8	214	高萩市															
8	215	北茨城市															
8	216	笠間市															
8	217	取手市															
8	219	牛久市															
8	220	つくば市															
8	221	ひたちなか市	ひたちなか市男女共同参画センター	2002年4月1日	3	3	1,673	○	○	○	○		○				
8	222	鹿嶋市															
8	223	潮来市															
8	224	守谷市															
8	225	常陸大宮市															
8	226	那珂市															
8	227	筑西市															
8	228	坂東市															
8	229	稲敷市															
8	230	かすみがうら市															
8	231	桜川市															
8	232	神栖市															

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設（2024年4月1日現在で開設済の施設）																			
			問6-1 名称	問6-2 設立年月日	問6-6 職員数(人)		問6-7 予算額(千円)	問6-8 主な事業														
					常勤の定員(任用がない職員)	非常勤(任用)の定員(任用がない職員)		広報啓発	講座	相談事業	情報収集・提供	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流	調査研究	その他					
8	233	行方市																				
8	234	鉾田市																				
8	235	つくばみらい市																				
8	236	小美玉市																				
8	302	茨城町																				
8	309	大洗町																				
8	310	城里町																				
8	341	東海村																				
8	364	大子町																				
8	442	美浦村																				
8	443	阿見町	阿見町男女共同参画センター	2015年1月27日	3	3	1,070	○	○	○	○			○							○	
8	447	河内町																				
8	521	八千代町																				
8	542	五霞町																				
8	546	境町																				
8	564	利根町																				

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画に関する宣言				問5 首長、自治会長等の状況(2024年7月1日現在)														
			問7-1			宣言の形態	市区長数	うち女性市区長数	女性比率(%)	副市区長数	うち女性副市区長数	女性比率(%)	町村長数	うち女性町村長数	女性比率(%)	副町村長数	うち女性副町村長数	女性比率(%)	自治会長数	うち女性自治会長数	女性比率(%)
			宣言年月日	宣言名称																	
			12			32	1	3.1	36	3	8.3	12	0	0.0	9	1	11.1	7,795	523	6.7	
8	201	水戸市	1996年4月1日	男女共同参画都市宣言		2	1	0	0.0	2	0	0.0						1260	145	11.5	
8	202	日立市				1	1	0	0.0	2	0	0.0						23	2	8.7	
8	203	土浦市	2012年11月18日	土浦市男女共同参画都市宣言		1	1	1	100.0	1	0	0.0						171	3	1.8	
8	204	古河市	2009年2月7日	古河市男女共同参画都市宣言		2	1	0	0.0	2	1	50.0						223	8	3.6	
8	205	石岡市				1	1	0	0.0	1	0	0.0						298	18	6.0	
8	207	結城市	2004年11月3日	男女共同参画都市宣言		2	1	0	0.0	1	0	0.0						190	10	5.3	
8	208	龍ヶ崎市				1	1	0	0.0	1	0	0.0						179	7	3.9	
8	210	下妻市				1	1	0	0.0	1	0	0.0						308	19	6.2	
8	211	常総市				1	1	0	0.0	1	0	0.0						217	8	3.7	
8	212	常陸太田市				1	1	0	0.0	1	0	0.0						123	0	0.0	
8	214	高萩市				1	1	0	0.0	1	0	0.0						342	37	10.8	
8	215	北茨城市				1	1	0	0.0	1	0	0.0						63	0	0.0	
8	216	笠間市				1	1	0	0.0	1	0	0.0						309	12	3.9	
8	217	取手市				1	1	0	0.0	2	0	0.0						82	6	7.3	
8	219	牛久市	2015年1月24日	牛久市男女共同参画都市宣言		2	1	0	0.0	1	0	0.0						64	4	6.3	
8	220	つくば市	2003年11月16日	つくば市男女共同参画都市宣言		1	1	0	0.0	2	1	50.0						596	58	9.7	
8	221	ひたちなか市				1	1	0	0.0	1	0	0.0						84	1	1.2	
8	222	鹿嶋市				1	1	0	0.0	1	0	0.0						100	2	2.0	
8	223	潮来市	1999年12月10日	潮来市男女共同参画都市宣言		2	1	0	0.0	1	1	100.0						66	0	0.0	
8	224	守谷市	2009年3月17日	守谷市男女共同参画都市宣言		2	1	0	0.0	1	0	0.0						158	19	12.0	
8	225	常陸大宮市				1	1	0	0.0	0	0							92	0	0.0	
8	226	那珂市				1	1	0	0.0	1	0	0.0						68	1	1.5	
8	227	筑西市	2011年9月7日	筑西市男女共同参画都市宣言		1	1	0	0.0	1	0	0.0						437	30	6.9	
8	228	坂東市				1	1	0	0.0	1	0	0.0						154	5	3.2	
8	229	稲敷市				1	1	0	0.0	1	0	0.0						97	2	2.1	
8	230	かすみがうら市				1	1	0	0.0	1	0	0.0						185	8	4.3	
8	231	桜川市				1	1	0	0.0	1	0	0.0						119	2	1.7	
8	232	神栖市				1	1	0	0.0	1	0	0.0						85	0	0.0	
8	233	行方市				1	1	0	0.0	1	0	0.0						92	0	0.0	
8	234	鉾田市				1	1	0	0.0	1	0	0.0						155	4	2.6	
8	235	つくばみらい市	2011年3月27日	つくばみらい市男女共同参画都市宣言		2	1	0	0.0	1	0	0.0						218	16	7.3	
8	236	小美玉市				1	1	0	0.0	1	0	0.0						120	0	0.0	
8	302	茨城町										1	0	0.0	1	1	100.0	90	0	0.0	
8	309	大洗町										1	0	0.0	1	0	0.0	177	27	15.3	
8	310	城里町										1	0	0.0	1	0	0.0	404	52	12.9	
8	341	東海村										1	0	0.0	1	0	0.0	28	0	0.0	
8	364	大子町										1	0	0.0	1	0	0.0	65	0	0.0	
8	442	美浦村	1999年3月23日	男女共同参画都市宣言		2						1	0	0.0	0	0		48	4	8.3	
8	443	阿見町	2013年11月10日	阿見町男女共同参画都市宣言		1						1	0	0.0	1	0	0.0	67	4	6.0	
8	447	河内町										1	0	0.0	0	0		71	5	7.0	
8	521	八千代町										1	0	0.0	1	0	0.0	62	1	1.6	
8	542	五霞町										1	0	0.0	1	0	0.0	15	0	0.0	

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画に関する宣言			問5 首長、自治会長等の状況 (2024年7月1日現在)														
			問7-1			市 区 長 数	うち 女性 市区 長 数	女性 比率 (%)	副 市 区 長 数	うち 女性 副市 区 長 数	女性 比率 (%)	町 村 長 数	うち 女性 町村 長 数	女性 比率 (%)	副 町 村 長 数	うち 女性 副町 村 長 数	女性 比率 (%)	自 治 会 長 数	うち 女性 自治 会 長 数	女性 比率 (%)
			宣 言 年 月 日	宣 言 名 称	宣 言 の 形 態															
8	546	境町									1	0	0.0	1	0	0.0	54	3	5.6	
8	564	利根町									1	0	0.0	0	0		36	0	0.0	

<選択肢回答>

男女共同参画に関する宣言

宣言の形態

- 1 首長声明
- 2 議会の議決
- 3 庁内連絡会議の決定
- 4 その他

調査時点コード	1	2024年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

都道府県	市区町村コード	市区町村名	問11-1 管理職の在職状況															問11-2 職務上の地位別職員在職状況															調査時点コード	その他	問11-5 本庁の防災・危機管理部局への配置状況					調査時点コード	その他							
			うち一般行政職					うち一般行政職					うち一般行政職					うち一般行政職					うち一般行政職					調査時点コード	その他	防災・危機管理部局職員数	うち女性数	女性比率(%)			うち管理職数	うち女性数	女性比率(%)											
			管理職総数	うち管理職数	女性比率	うち一般行政職管理職数	女性比率(%)	部長相当職	うち女性数	女性比率(%)	部長相当職	うち女性数	女性比率(%)	次長相当職	うち女性数	女性比率(%)	次長相当職	うち女性数	女性比率(%)	課長相当職	うち女性数	女性比率(%)	課長補佐相当職	うち女性数	女性比率(%)	係長相当職	うち女性数											女性比率(%)	係長相当職			うち女性数	女性比率(%)					
			2,639	374	14.2	2,210	316	14.3	399	31	7.8	358	30	8.4	299	43	14.4	250	37	14.8	1,941	300	15.5	1,602	249	15.5	3,081											861	27.9			2,316	597	25.8	4,616	1,677	36.3	3,278
8	201	水戸市	219	25	11.4	165	21	12.7	16	3	18.8	13	3	23.1	39	3	7.7	27	3	11.1	164	19	11.6	125	15	12.0	142	41	28.9	90	17	18.9	264	42	15.9	179	27	15.1	1		13	1	7.7	3	0	0.0	1	
8	202	日立市	251	31	12.4	176	28	15.9	12	0	0.0	10	0	0.0	19	1	5.3	15	1	6.7	220	30	13.6	151	27	17.9	134	45	33.6	104	34	32.7	241	64	26.6	114	40	35.1	1		12	0	0.0	6	0	0.0	1	
8	203	土浦市	77	8	10.4	59	7	11.9	12	1	8.3	11	1	9.1	17	1	5.9	14	1	7.1	48	6	12.5	34	5	14.7	82	14	17.1	58	10	17.2	106	26	24.5	58	14	24.1	1		7	2	28.6	1	0	0.0	1	
8	204	古河市	86	17	19.8	66	13	19.7	14	1	7.1	12	1	8.3	7	3	42.9	5	1	20.0	65	13	20.0	49	11	22.4	124	37	29.8	93	28	30.1	251	113	45.0	196	87	44.4	1		12	1	8.3	4	0	0.0	1	
8	205	石岡市	92	2	2.2	81	2	2.5	16	1	6.3	15	1	6.7	23	0	0.0	20	0	0.0	53	1	1.9	46	1	2.2	92	18	19.6	63	18	28.6	121	36	29.8	92	36	39.1	1		4	0	0.0	1	0	0.0	1	
8	207	結城市	43	8	18.6	38	7	18.4	9	1	11.1	9	1	11.1	9	3	33.3	8	2	25.0	25	4	16.0	21	4	19.0	40	9	22.5	34	6	17.6	38	13	34.2	30	9	30.0	1		6	0	0.0	2	0	0.0	1	
8	208	龍ヶ崎市	55	4	7.3	55	4	7.3	10	1	10.0	10	1	10.0	0	0	0.0	0	0	0.0	45	3	6.7	45	3	6.7	95	23	24.2	95	23	24.2	83	39	47.0	83	39	47.0	1		5	1	20.0	2	0	0.0	1	
8	210	下妻市	39	4	10.3	36	4	11.1	9	0	0.0	9	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	35	4	13.3	27	4	14.8	55	16	29.1	44	10	22.7	60	35	58.3	49	26	53.1	1		11	1	9.1	2	0	0.0	1	
8	211	常総市	45	6	13.3	42	6	14.3	10	2	20.0	10	2	20.0	0	0	0.0	0	0	0.0	35	4	11.4	32	4	12.5	57	22	38.6	44	13	29.5	119	43	36.1	93	27	29.0	1		12	1	8.3	3	0	0.0	1	
8	212	常陸太田市	64	8	12.5	55	8	14.5	11	1	9.1	9	1	11.1	1	1	100.0	1	1	100.0	52	6	11.5	45	6	13.3	31	1	3.2	23	1	4.3	110	21	19.1	79	21	26.6	1		5	0	0.0	1	0	0.0	1	
8	214	高萩市	41	7	17.1	35	7	20.0	10	1	10.0	8	1	12.5	0	0	0.0	0	0	0.0	31	6	19.4	27	6	22.2	42	12	28.6	30	12	40.0	70	17	24.3	53	17	32.1	1		4	0	0.0	2	0	0.0	1	
8	215	北茨城市	59	13	22.0	34	7	20.6	13	2	15.4	7	1	14.3	20	6	30.0	15	4	26.7	26	5	19.2	12	2	16.7	62	21	33.9	22	10	45.5	56	18	32.1	22	6	27.3	1		3	0	0.0	1	0	0.0	1	
8	216	笠間市	67	10	14.9	53	7	13.2	15	0	0.0	12	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	52	10	19.2	41	7	17.1	74	16	21.6	51	12	23.5	119	32	26.9	80	19	23.8	1		4	1	25.0	1	0	0.0	1	
8	217	取手市	84	9	10.7	66	6	9.1	12	1	8.3	11	1	9.1	14	2	14.3	11	1	9.1	58	6	10.3	44	4	9.1	104	26	25.0	63	15	23.8	185	34	18.4	88	16	18.2	1		10	1	10.0	1	0	0.0	1	
8	219	牛久市	53	11	20.8	48	9	18.8	9	2	22.2	9	2	22.2	13	0	0.0	13	0	0.0	31	9	29.0	26	7	26.9	90	27	30.0	59	14	23.7	113	59	52.2	82	37	45.1	1		6	0	0.0	2	0	0.0	1	
8	220	つくば市	162	21	13.0	150	21	14.0	16	1	6.3	15	1	6.7	39	3	7.7	34	3	8.8	107	17	15.9	101	17	16.8	270	72	26.6	204	66	32.4	523	228	43.6	388	195	50.3	1		5	2	40.0	1	1	100.0	1	
8	221	ひたちなか市	85	12	14.1	76	11	14.5	11	1	9.1	11	1	9.1	16	2	12.5	14	2	14.3	58	9	15.5	51	8	15.7	106	14	13.2	91	7	7.7	235	91	38.7	185	58	31.4	1		14	2	14.3	1	0	0.0	1	
8	222	鹿嶋市	80	29	36.3	68	19	27.9	9	0	0.0	9	0	0.0	14	6	42.9	14	6	42.9	57	23	40.4	45	13	28.9	58	13	22.4	45	6	13.3	49	24	49.0	30	11	36.7	1		8	0	0.0	3	0	0.0	1	
8	223	潮来市	24	5	20.8	24	5	20.8	5	0	0.0	5	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	19	5	26.3	19	5	26.3	30	5	16.7	30	5	16.7	55	17	30.9	55	17	30.9	2	2024年6月1日	13	3	23.1	3	0	0.0	1	
8	224	守谷市	47	9	19.1	43	7	16.3	10	0	0.0	9	0	0.0	11	2	18.2	11	2	18.2	26	7	26.9	23	5	21.7	41	14	34.1	36	10	27.8	108	57	52.8	84	41	48.8	1		10	0	0.0	3	0	0.0	1	
8	225	常陸大宮市	50	3	6.0	40	3	7.5	12	1	8.3	10	1	10.0	1	0	0.0	1	0	0.0	37	2	5.4	29	2	6.9	74	12	16.2	54	9	16.7	134	48	35.8	85	35	41.2	1		7	0	0.0	3	0	0.0	1	
8	226	那珂市	45	5	11.1	31	4	12.9	14	1	7.1	10	1	10.0	0	0	0.0	0	0	0.0	31	4	12.9	21	3	14.3	116	23	19.8	74	15	20.3	106	32	30.2	47	16	34.0	1		9	1	11.1	5	0	0.0	1	
8	227	筑西市	92	16	17.4	86	15	17.4	14	0	0.0	13	0	0.0	18	5	27.8	16	5	31.3	60	11	18.3	57	10	17.5	119	48	40.3	90	31	34.4	116	45	38.8	89	27	30.3	1		10	1	10.0	2	0	0.0	1	
8	228	坂東市	46	8	17.4	40	6	15.0	11	1	9.1	10	1	10.0	0	0	0.0	0	0	0.0	35	7	20.0	30	5	16.7	49	16	32.7	40	11	27.5	69	25	36.2	52	14	26.9	1		9	1	11.1	1	0	0.0	1	
8	229	稲敷市	43	6	14.0	29	3	10.3	9	1	11.1	8	1	12.5	2	0	0.0	2	0	0.0	32	5	15.6	19	2	10.5	71	17	23.9	44	9	20.5	86	35	40.7	57	20	35.1	1		9	1	11.1	1	0	0.0	1	
8	230	かすみがうら市	48	2	4.2	40	2	5.0	11	0	0.0	9	0	0.0	1	0	0.0	0	0	0.0	36	2	5.6	31	2	6.5	60	7	11.7	49	7	14.3	85	17	20.0	53	17	32.1	1		3	0	0.0	2	0	0.0	1	
8	231	桜川市	51	12	23.5	46	10	21.7	11	2	18.2	11	2	18.2	14	2	14.3	13	2	15.4	26	8	30.8	22	6	27.3	60	31	51.7	52	25	48.1	35	16	45.7	26	9	34.6	1		6	1	16.7	1	0	0.0	1	
8	232	神栖市	82	17	20.7	75	16	21.3	12	1	8.3	12	1	8.3	6	2	33.3	4	2	50.0	64	14	21.9	59																								

調査時点 議会関係は2024年7月1日(その他2024年4月1日)

都 道 府 市 区 町 村	市区町村名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査											地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割					
		問12-8 議員の利用 できる保育 施設等が 議会に設 置されて いるか。	問12-9 議員の利 用するこ とのでき る授乳室 等が議 会に設置 または提 供されて いるか。	問12-10 議会にお けるハラ スメント 防止に関 する取組 (ハラス メント防 止に関す る議員向 け研修を 行ってい ますか。	問12-11 問12-10 で1.を選 択した場 合、行っ ている取 組は、次 のうちの どれか。	問12-12 問12-11 で、1.を 選択した 場合該 当部分の 条文(本 文)を記 入してく ださい。			問12-13 ハラスメ ント防 止に関す る議員 向け研 修を行っ ていま すか。	問12-14 当該研 修にお いて、令 和4年4 月に内 閣府が 公表し た教材 「政治分 野にお けるハ ラスメ ント防 止に関 する研 修教材 (ハラス メント 防止に 関する もの以 外)を 行っ ていま すか。	問12-15 男女共 同参画 に関す る研修 (ハラス メント 防止に 関する もの以 外)を 行っ ていま すか。	問12-16 議会に おいて、 通称又 は旧姓 の使用 を認め ていま すか。	問12-17 問16で、 1.を選 択した 場合該 当部分 の条文 (本文) を記入 してく ださい。	問12-18 政治分 野の男 女共同 参画の ために 実施し ている ことが あれば ご記入 ください。	問13 男女共 同参画 担当部 局又は 男女共 同参画 センター の具体 的な役 割が明 確に位 置づけ られて いる か。	問13-1 左記で、 1.を選 択した 場合該 当部分 の規定 を記入 してく ださい。		
		0	0	10	1	2	1	3	1	3			6					
		2	5	10	9	2	1	9	9	3	5		38					
		0	0	24				21	11	40	0		0					
		42	39								36							
8	201	水戸市	4	4	1	1	2	水戸市議会ハラスメントの根拠に関する条例 上記条例を御参照ください。			2	3	3	2		2		
8	202	日立市	4	4	3											2		
8	203	土浦市	4	4	3											1	土浦市地域防災計画 3-5被災者生活支援 (1)総合窓口の設置 災害発生時に、被災者からのニーズ把握、生活再建支援、住 宅確保、福祉、り災証明書の発行などの支援策の手続きや 相談業務を実施するため、総合相談窓口を設置する。 (中略) 1)総合相談窓口の設置場所等 設置場所:本庁舎2階 男女共同参画センター研修室1-2 開設・調整業務 市民生活部	
8	204	古河市	4	4	3											2		
8	205	石岡市	4	4	1											3	ハラスメント防止条例の制定 に向け協議している	
8	207	結城市	4	4	1	1	2	結城市ハラスメント防止条例 (目的) 第1条 この条例は、職場におけるハラスメントの防止のための 措置及びハラスメントに起因する問題への被害者に配慮した 適切な対応を行うことにより、職員、市長等及び議員が身 分、職位及び職責にかかわらず、互いに信頼し、人権を尊重 することで、もってそれぞれの能力を発揮することができる 良好な職場環境を確立することを目的とする。 (議長及び議員の責務) 第4条 議長は、議員がその能力を十分に発揮して活動でき る環境を確保するため、議員に対するハラスメントの防止に努 めるとともに、ハラスメントに起因して議員が活動できる環境を 害され、又は議員に不利益が生じた場合は、ハラスメントを受け た議員に配慮しつつ、必要な措置を迅速かつ適切に講じな ければならない。 2 議員は、市民の代表者として、市政に携わる権能及び責 務を自覚するとともに常に高い倫理観を持ち、ハラスメントの防 止に努めなければならない。			2	3	3	4			2	女性のための連続講座「議会を知ろ う」の実施
8	208	龍ヶ崎市	4	4	3											2		
8	210	下妻市	4	4	3											2		
8	211	常総市	4	4	2											1	①常総市地域防災計画 ②常総市国土強靱化地域計画 ①第3編 震災応急対策編 第1章 初動対応 第2節 災害対 策本部分掌事務-女性相談窓口の設置に関すること2.5.1 推進方針(1)行政機能(男女共同参画の視点)にたつた防災 体制の確立(被災者ごとのニーズの違いや多様な視点を考 慮した災害対策を進めるため、防災に関する方針決定や防 災の現場への女性の参画を促進し、男女共同参画の視点 にたつた防災体制の確立を図ります。	

都 市	道 区	府 町	県 区	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査											地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割		
				問12-8	問12-9	問12-10	問12-11	問12-12	問12-13	問12-14	問12-15	問12-16	問12-17	問12-18	問13	問13-1	
				議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っているか。	問12-10で1.を選択した場合は、次のうちどれか。	問12-11で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止のもの以外)を行っていますか。	議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問16で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	政治分野の男女共同参画のために実施していることがあれば記入ください。	男女共同参画担当部長又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	左記で、1.を選択した場合該当部分の規定を記入してください。	
				1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要の場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. ハラスメント防止に関する規定(倫理)	2. ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している	3. その他	その他内容	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っており、今後、行う予定もない。	1. 研修を行っている。 2. 研修を行っていない又は現在研修を行っているが、今後行う研修で利用する予定はない。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っており、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定はない。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上も認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めている。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)		
8	212		常陸太田市	4	4	3					1	2	3	4		なし	2
8	214		高萩市	4	2	3					2	2	3	4			2
8	215		北茨城市	4	4	3					2	3	3	1	先例集(北茨城市議会の先例・申し合わせ事項)		2
8	216		笠間市	4	4	2					1	1	3	4			2
8	217		取手市	2	2	3					1	2	3	2	女性議員による議会改革特別委員会を設置して検討を行い、女性が議員として参画しやすくなるよう議会改革を推進。(議会の欠席事由に「出産、出産立会い、育児、介護、看護等」を明文規定。乳幼児を連れての傍聴自由化、議会棟に、育児や授乳ができるスペースを割り当てたり、小児が利用しやすいトイレの改修の実施。誰もが政治参画しやすくなるよう法整備を求める意見書等の国への提出等)・会議規則及び委員会条例を改正し、オンライン委員会を多数開催。さらにオンライン出席要件に、委員自らの疾病や妊娠、出産、家族等の介護・看護等、欠席の事由に該当する場合において、オンラインでの出席が可能な場合は、委員長の許可により認める改正も行った。・在宅でも本会議に参加するための仕組みづくりを、官・民・学で連携し取り組んでいる。(リモック宣言)		2
8	219		牛久市	4	4	1	1				1	3	3	1	牛久市議会議員の通称等使用の取扱いに関する訓令 (趣旨) 第1条 この訓令は、牛久市議会議員(以下「議員」という。)が議会において使用する氏名について、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第89条第5項において準用する同令第88条第8項の規定により認定を受けた通称又は旧漢字を新漢字に改めた氏名(以下「通称名」という。)を使用すること、及び議員が婚姻、養子縁組等の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍の氏を改めた後引き続き、又は一定期間経過後婚姻等の前の戸籍の氏を使用することについて、必要な事項を定めるものとする。 (通称等使用申請) 第2条 議員は、通称名又は婚姻等の前の戸籍の氏(以下「通称等」という。)を使用しようとするときは、通称等使用申請書(様式第1号)を議長に提出し、承認を得なければならない。 (承認の通知) 第3条 議長は、前条の規定により通称等の使用を承認したときは、通称等使用承認通知書(様式第2号)により、当該議員に通知するものとする。 2 議員は、前項の規定による議長の承認を受けたときは、次に掲げる事項を除き、通称等を使用することができるものとする。 (1) 履歴に関する届出書類 (2) 身分に関する証明書類 (3) 辞職願 (4) 議員報酬、期末手当等の支給に関する書類 (5) 源泉徴収票の名義 (6) 団体傷害補償制度加入申請書 (7) 人間ドック受診関係書類 (8) 海外渡航関係書類 (9) 市議会議員共済会に関する各種届出書 (10) 在職証明書等各種証明書 (11) 叙勲等表彰の申請書類 (12) その他通称等使用によって実務上の混乱が生ずるおそれがあると議長が認めるもの	なし	1
8	220		つくば市	4	2	2					1	2	1	2	つくば市議会会議規則の一部を改正して、会議において議員がオンライン会議システムにより質問を実施できるようにし、仕事と育児の両立支援につなげている。		2
8	221		ひたちなか市	4	4	3					3	3	4				2

都 道 府 県	市 区 町 村	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査											地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割	
		問12-8	問12-9	問12-10	問12-11	問12-12	問12-13	問12-14	問12-15	問12-16	問12-17	問12-18	問13	問13-1
		議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っているか。	問12-10で1.を選択した場合、行っている取組は、次のうちどれか。	問12-11で、1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材「政治分野におけるハラスメント防止に関する研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-17 問16で、1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	政治分野の男女共同参画のために実施していることがあれば記入ください。	男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	左記で、1.を選択した場合 該当部分の規定を記入してください。
		1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. ハラスメント防止に関する規定(倫理規定等)がある 2. ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している 3. その他	その他内容	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っており、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していないが、現在は現在研修を行っているが、今後行う研修で利用する予定はない。 3. 研修において利用していないが、現在は現在研修を行っているが、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めている。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したことはない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)		
8	222	鹿嶋市	4	4	2			1	1	3	4		1	鹿嶋市地域防災計画 第2章 地震災害予防計画 第1節 災害対策に携わる組織の整備 【留意点】 ①男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立 市は、男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画の拡大を積極的に図っていく必要がある。 【対策】 ②市の活動体制の整備 市は、災害時の応急対策活動を円滑に行えるよう、日頃から研修会等を通じ、職員に対し災害時の役割と体制の周知徹底を図るとともに、地域防災計画に基づき、災害応急対策に関する活動要領(マニュアル、手引き等)の整備を図っていくものとする。 この際、業務継続計画(BCP)を策定することなどにより、首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政サービスのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。 また、市の各部署は、災害時に他の部署とも円滑に連携が図れるよう、情報交換を緊密に行うとともに、研修及び訓練等を共同で行うなど部局間の連携体制を整備しておくものとする。
8	223	潮来市	4	4	3			3		3	4		2	
8	224	守谷市	4	4	3			3		3	2		2	
8	225	常陸大宮市	4	4	3			3		3	4		2	
8	226	那珂市	4	4	2			1	3	3	4		2	
8	227	筑西市	4	4	3			1	3	3	4	特になし	2	
8	228	坂東市	4	2	3			2	3	3	4		2	
8	229	稲敷市	2	2	2			1	2	2	1		2	
8	230	かずみがうら市	4	4	1	1		3		3	4		2	
8	231	桜川市	4	4	1	1		3		3	4		2	
8	232	神栖市	4	4	1	1		3		3	4		2	

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査														地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割	
			問12-8	問12-9	問12-10	問12-11		問12-12	問12-13	問12-14	問12-15	問12-16	問12-17	問12-18	問13	問13-1		
			議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っているか。	問12-11で1.を選択した場合、行っている取組は、次のうちどれか。		問12-12で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っているか。	当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っているか。	議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問16で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	政治分野の男女共同参画のために実施していることがあれば記入ください。	男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	左記で、1.を選択した場合該当部分の規定を記入してください。		
			1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. ハラスメント(規定)に関する規定(倫理)	2. ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している	3. その他	その他内容		1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っており、今後、行う予定もない。	1. 研修を行っている。 2. 研修に利用していない又は現在研修を行っているが、今後行う研修で利用する予定である。 3. 研修に利用していない又は現在研修を行っているが、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めている。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)		
8	233	行方市	4	4	1	1					1	2	3	4		2		
									行方市議会議員の政治倫理に関する条例 第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。 (1) 市民全体の代表者として品性と名誉を損なうような一切の行為を慎みその職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。 (2) 全体の奉仕者として常に人格と倫理の向上に努め、その地位を利用していかなる金品も授受しないこと。 (3) 市が行う許可、認可又は請負その他の契約に関して、特定業者を推薦し、紹介する等の有利な取り計らいをしないこと。 (4) 市職員の公正な職務執行を妨げ、その権限又はその地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと。 (5) 市職員の採用、昇任又は人事異動に関して特定の個人の推薦若しくは紹介をしないこと。 (6) 政治活動に關し、政治資金規正法(昭和23年法律第194号)に規定する寄附以外の寄附を企業、団体、個人等から受けないこと。 (7) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第92条の2の規定により、市と契約関係にある企業等の責任ある地位を得、役職を兼ねないこと。市等の公共団体からの補助金により運営されている団体については、規則で別に定める。 (8) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)の規定により、祭礼、運動会等の行事には寄附を行わないこと。 (9) セクシャルハラスメント(ハラスメント)その他の誹謗、中傷、風説の流布等により人権を侵害し、又は不快にさせる行為をしないこと。									
8	234	餘田市	4	4	2						3		3	4		2		
8	235	つくばみらい市	4	4	3						3		3	4		2		
8	236	小美玉市	4	4	2						1	3	2	4		2		
8	302	茨城町	4	4	3						3		3	4	なし	2		
8	309	大洗町	4	4	1	1					3		3	4		1		
									大洗町議会政治倫理条例 第4条 議員は、次の各号に掲げる基準(以下「政治倫理基準」という。)を遵守しなければならない。 (1) 町民全体の代表者として、その品位又は名誉を損なうおそれのある行為をしないこと。 (2) 町民全体の利益を指針として行動し、その地位を利用していかなる金品も授受しないこと。 (3) 特定のものの利益を目的として、町が行う許可、認可等又は町若しくは町が資本金等の2分の1以上を出資し、若しくは出展している法人(以下「出資法人」という。)が行う売買、賃借、請負その他の契約(以下「町契約等」という。))に關し、その地位を利用して不正に影響力を行使しないこと。 (4) 町又は出資法人の職員の採用、昇格等の人事に關し、その地位を利用して、不正に影響力を行使しないこと。 (5) 原則として町から補助金の交付を受ける団体の代表等に就任しないこと。 (6) 地域行事等の参加費負担に当たっては、寄附行為の疑念を抱かせないよう実費相当額の負担を徹底し、行事主催者に対しその理解を求めること。□									
8	310	城里町	4	4	2						2	2	3	4		2		
8	341	東海村	4	4	3						3		3	2		2		
8	364	大子町	4	4	2						2	3	3	4	特になし	2		
8	442	美浦村	4	4	3						3		3	4		2		

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査											地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割		
			問12-8	問12-9	問12-10	問12-11		問12-12	問12-13	問12-14	問12-15	問12-16	問12-17	問12-18	問13	問13-1
			議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っているか。	問12-10で1.を選択した場合、行っている取組は、次のうちどれか。 1. ハラスメント防止に関する規定(倫理規定等)がある 2. ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している 3. その他		問12-11で、1.を選択した場合、当該部分の条文(本文)を記入してください。	ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止に関する研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問16で、1.を選択した場合、当該部分の条文(本文)を記入してください。	政治分野の男女共同参画のために実施していることがあれば記入ください。	男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	左記で、1.を選択した場合、当該部分の規定を記入してください。
			1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. ハラスメント防止に関する規定(倫理規定等)がある 2. ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している 3. その他	その他内容		1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っており、今後、行う予定もない。	1. 研修を行っている。 2. 研修に利用していないが、今後行う研修で利用する予定である。 3. 研修に利用していない又は現在は研修を行っており、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めている。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したことはない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)		
8	443	阿見町	4	4	1	1		阿見町ハラスメント防止条例 (議員の責務) 第3条 議員は、町民の代表者として町政に携わる権能及び責務を自覚するとともに、常に高い倫理観を持ち、ハラスメントが個人の尊厳を不当に傷つけ、人権侵害に当たること及び職員の労働意欲を低下させ、勤務能率の発揮を妨げるものであることを認識し、ハラスメントの防止に努めなければならない。 2 議員は、職員及び議員並びに議員同士が職務遂行上の対等な立場にあることを自覚し、職員及び議員の人格及び尊厳を尊重した活動をしなければならない。 3 議員は、当該議員によるハラスメントがあると疑われたときは、自ら誠実な態度を持って疑惑の解明に当たるとともに、説明責任を果たさなければならない。 4 議員は、職員又は議員に対しハラスメントに当たる言動を行っているものと認められる事態に遭遇したときは、当該議員に対し厳に憤むべき旨を指摘し、その解決に努めなければならない。 (研修等) 第4条 議長は、ハラスメントの防止を図るため、議員に対し必要な研修等を実施しなければならない。 (事実関係の把握等) 第5条 議長は、職員若しくは町長等(町長その他の執行機関の長をいう。)又は議員からハラスメントに関する苦情の申出があったときは、その事実関係を把握するため、速やかに関係者からの聴き取りその他の確認を行うものとする。 (ハラスメントに対する措置) 第6条 議長は、前条の規定による確認の結果、議員によるハラスメントがあったと認められる場合は、議会運営委員会の意見を聴き、当該ハラスメントを行った議員に対して、指導、助言、注意、氏名の公表その他の必要な措置を講じなければならない。	2	2	3	4		2		
8	447	河内町	4	4	3				1	3	3	4			2	
8	521	八千代町	4	4	3				3		3	4			2	
8	542	五霞町	4	4	3				3		3	4			2	
8	546	境町	4	4	3				3		3	4			1	境町地域防災計画 ■災害時の男女共同参画に係る広報 ■避難所における人権問題に関する対策 第2編 第2章 第5節 第21(4)避難所の運営管理 町は、避難所の運営に当たって、職員及び自主防災組織、NPO・ボランティアを各避難所に配置し、県作成の「市町村避難所運営マニュアル基本モデル」や「新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた避難所運営マニュアル作成指針」に基づき、町作成の「コロナ禍の広域避難に伴う避難所運営マニュアル」を整備し、避難所の運営管理を行う。その際、女性の参画を推進し、避難の長期化等必要に応じて、男女によるニーズの違い等男女双方の視点や避難所の安全確保に十分配慮するよう努める。なお、性的マイノリティの人権を尊重し、女性職員により男女別の物資の配分は、本人の希望に応ずるようにとともに、誰でも使用できるユニバーサルトイレ、共有の更衣室、入浴施設を設置するよう配慮する。また、女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、次の項目に配慮するよう努める。加えて、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。【配慮する項目】①女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する。②トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置するとともに、誰でも使用できる施設の設置に配慮する。③照明を増設する。④性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載する。【男女双方の視点】①避難所運営担当職員や保健師に女性を配置する。②避難所運営体制への女性の参画を進める。③避難所内に女性専用の物干し場、授乳室の設置、男女別の更衣室等を確保する。④生理用品、女性用下着等の女性用品の女性による配布。⑤フライングを確保するために間仕切り等を設置する。⑥関係機関等と連携し、女性相談窓口を開設する。【避難所の安全性の確保】①男女ペアによる巡回警備。②防犯カメラの配布。
8	564	利根町	4	4	3				3		3	4	特になし		2	